

介護職員等特定処遇改善の取り組みについて

令和元年10月より、
介護老人保健施設 光栄館は、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を
ヘルパーステーションあおぞらは、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を
それぞれ取得し、職員の賃金・福利厚生・資質の向上に努めています。

具体的な取り組みは次のとおりです。

○職場環境等

◆ 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す職員に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員の研修受講支援を行っています。研修受講のための勤務シフトの調整・休暇の付与等により、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。

◆ 労働環境・処遇の改善

- ・仕事と子育ての両立を目指す職員のための育児休暇制度等が充実しています。
- ・法人内に職員が利用できる保育所があり、職員みんなが協力して子育てをサポートする環境になっています。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図っています。また、個々の介護職員の気づきをもとに勤務環境やケア内容を常に改善しています。
- ・職員の健康診断やストレスチェックを毎年実施し、心身の健康維持のためのサポートを行っています。
- ・館内及び敷地内を全面禁煙としています。

◆ その他

- ・障害を有する職員も働きやすい職場環境を構築し、勤務シフトを配慮します。
- ・地域の児童・生徒や住民との交流により、地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上を図っています。
- ・希望に応じて、非正規職員から正規職員への転換を行っています。

※ 当該加算の詳細については、次のリンク先をご覧ください。

[厚生労働省の資料](#)